

# 平成19年度 財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

地方自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政状況が悪化した自治体に対し早期健全化を促すため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)が平成19年6月に成立しました。

財政健全化法では、平成19年度決算から財政状況を示す「健全化判断比率」等について、監査委員の審査を受け、その意見を付し議会に報告するとともに、公表することが義務付けられています。

平成19年度決算に基づく当別町の「健全化判断比率」等は、次のとおりです。

## 1 健全化判断比率

実質赤字比率	国の基準比率	当別町の基準比率	H19決算による当別町の比率	(参考) 当別町の基準額
早期健全化基準	11.25 ~ 15%	14.40%	なし	赤字額876,700千円で早期健全化団体に該当
財政再生基準	20%		〔167,473千円の黒字であるため。〕	赤字額1,217,640千円で財政再生団体に該当

**実質赤字比率**は、一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。赤字の場合、数値として示すこととなります。

連結実質赤字比率	国の基準比率	当別町の基準比率	H19決算による当別町の比率	(参考) 当別町の基準額
早期健全化基準	16.25 ~ 20%	19.40%	なし	赤字額1,181,110千円で早期健全化団体に該当
財政再生基準	40%		〔337,301千円の黒字であるため。〕	赤字額2,435,280千円で財政再生団体に該当

**連結実質赤字比率**は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。赤字の場合、数値として示すこととなります。

### 実質公債費比率

	国の基準比率	H19決算による当別町の比率(3カ年平均)	(参考)単年度比率
早期健全化基準	25%	22.2%	H19 22.9%
財政再生基準	35%		H18 21.9%
			H17 21.8%

**実質公債費比率**は、一般会計で負担する元利償還金及びこれに準じる元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

### 将来負担比率

	国の基準比率	H19決算による当別町の比率
早期健全化基準	350%	250.3%
財政再生基準		

**将来負担比率**は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

## 2 経営健全化判断比率

### 資金不足比率

特別会計の名称	国の基準比率(経営健全化基準)	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	20%	なし	252,959千円の黒字
下水道事業特別会計	20%	なし	5,720千円の黒字
農業集落排水事業特別会計	20%	なし	2,352千円の黒字

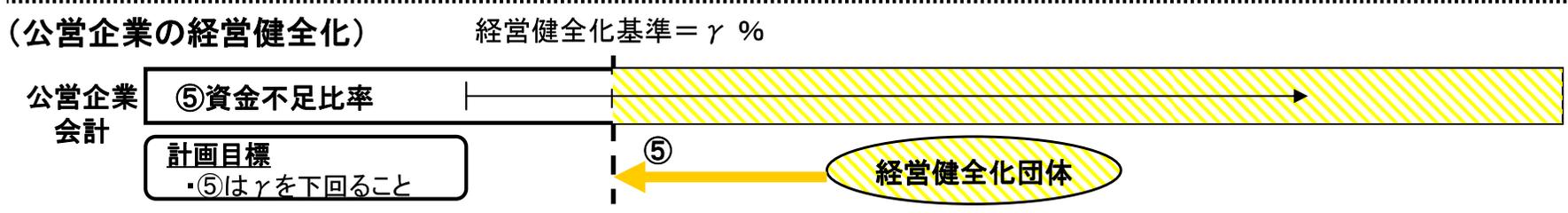
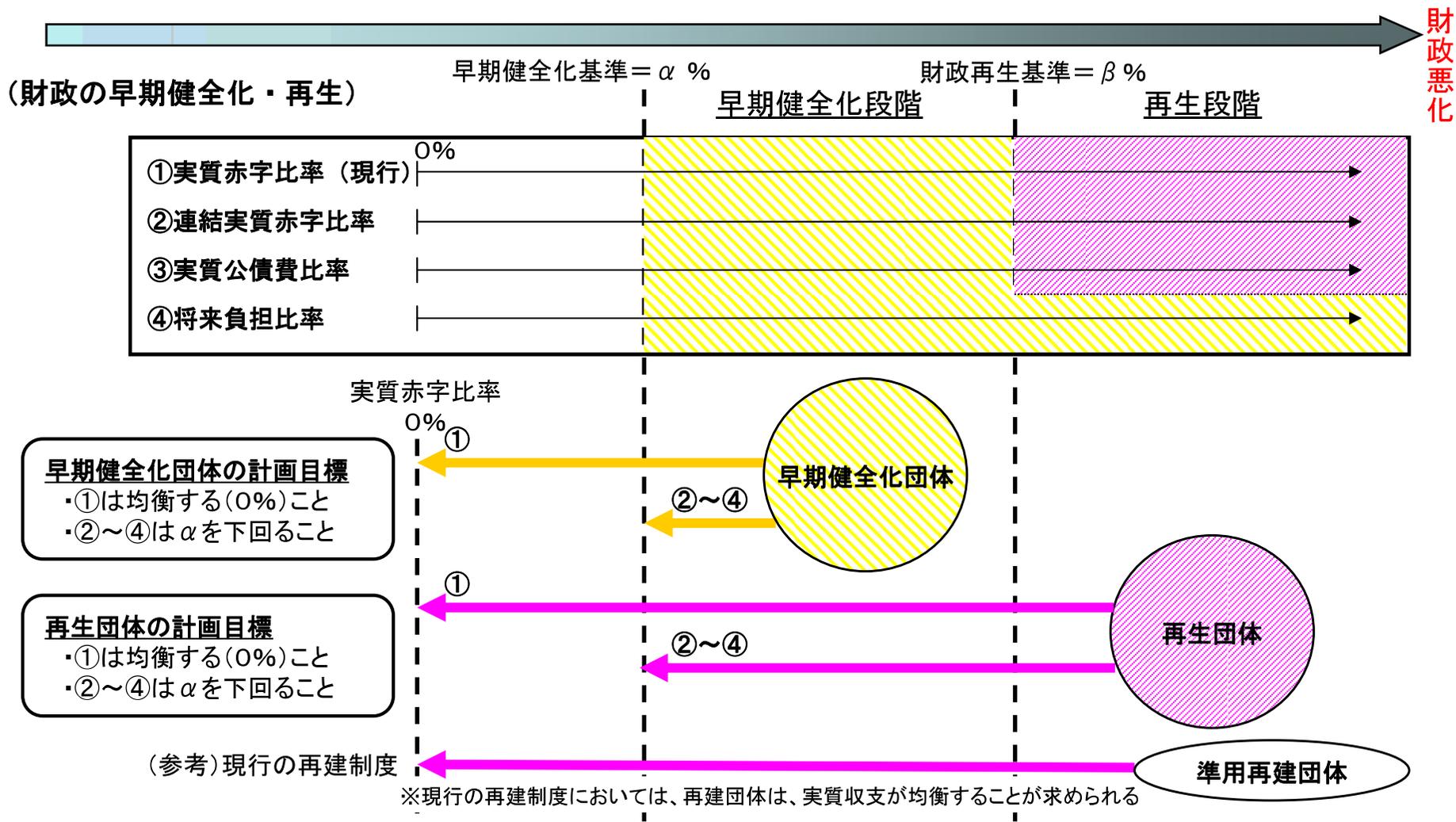
**資金不足比率**は、水道事業など各公営企業会計ごとに算出するもので、事業規模に対する資金不足の比率です。

以上のとおり、平成19年度決算に基づく当別町における「健全化判断比率」及び「経営健全化判断比率」は、いずれも早期健全化等の基準を下回っており、近年の財政健全化に向けた取り組みが反映された結果となっております。

しかし、公債費や町債残高が依然として大きいことから、実質公債費比率及び将来負担比率は基準を下回りはしたものの高い比率であり、引き続き厳しい財政状況にあることを示しています。

このことから、安定した財政運営を維持していくため、今後も財政の健全化に向けた取り組みを行うことが必要です。

# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



財政悪化